

「存じですか?」 国民年金保険料免除制度

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。本人および配偶者、世帯主の所得で審査します。

◆免除などの申請対象期間

- ・毎年7月～翌年6月

※申請書の受付日から2年1カ月前までの未納期間にさかのぼって申請できるようにしました。

■申請年度の直前の1月2日以後に田原市に転入された方

前住所地の所得証明(控除額記載のもの)が必要です。

■失業された方

失業を示す書類(離職票または雇用保険受給資格者証)が必要です。

◆学生納付特例制度

学生の方(一部対象外の学校あり)は、「学生納付特例制度」をご利用できます。申請には、学生証(有効期限が分かるもの)が必要です。
※学年ごとに申請が必要です。

▼保険年金課

☎23局2149 FAX 23局0180

▼豊橋年金事務所

☎(0532)33局4111

「存じですか?」 ジェネリック医薬品を

◆ジェネリック医薬品とは

「特許期間を経過した新薬と同じ有効成分を持つ薬として作られたもの」

ジェネリック医薬品は、新薬より価格が低く設定されています。また、品質や安全性について

性について

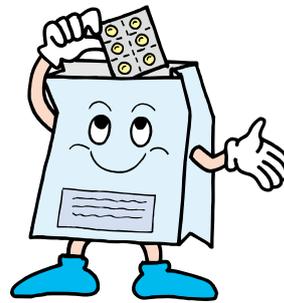
も、薬事

法の厳正

な基準を

満たして

います。



詳しく知りたい方、薬をジェネ

リック医薬品に変更したい方は、か

かりつけの医師や薬剤師にご相談く

ださい。

▼保険年金課

☎23局2149 FAX 23局0180

お盆のし尿くみ取り 申し込みはお早めこー!

お盆前は、し尿くみ取りの依頼が集中し、混雑が予想されます。くみ取りを希望される方(計画収集地区の方は除く)は、電話にてお早めにお申し込みください。

▼受付時間 市役所執務時間中

屋外広告物の実態調査を実施

屋外広告物の表示や設置の状況を把握するために調査を行います。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆実施期間

7月14日(月)～9月30日(火)

◆対象地域

国道42号および259号沿線に表示、設置されている屋外広告物

◆調査方法

屋外広告物の外観の確認と写真撮影を行います。

※調査は市が委託した業者が実施。調査員は、身分証明書を携帯します。

※調査員が、個人情報などの聴き取り調査を行うことはありません。

▶街づくり推進課 ☎23局3535

◆くみ取り作業にご協力を

便槽のくみ取り口に物を置かない
てください。

便槽の種類によっては水を入れな

いと汚物などが下がらず、きれい

にならない場合があります。留守

にするときは、水(バケツ2杯程

度)をご用意ください。

転居または転出、トイレの廃止な

どを予定している方は、早めにご

連絡ください。

▼衛生センター

☎45局3000 FAX 45局3537

下水道に異物を流さないように お願いします!

最近、下水道施設への異物の流入

が多発しています。故障の原因になり、適切な汚水処理ができなくなり、異物を流さないようご注意ください。

◆流してはいけないもの

・ティッシュや乳幼児用おしりふき
など、トイレトーパー以外の紙

・野菜くずやご飯の残り、天ぷら油

※排水管が詰まる原因になります。

・ガソリンや灯油など揮発性の高い

危険物

※下水道管の中で爆発を起こす原因
になります。

▼下水道課

☎23局3525 FAX 22局3184

▼下水道課(渥美支所内)

☎33局1113 FAX 32局2506